

細川就と有栖川宮家

—— 織仁親王への入門をめぐつて ——

日 高 愛 子

はじめに

細川就は、肥後熊本藩第七代治年の末女として天明七年（一七八七）二月に熊本花畑館で生まれた。母は側室千木（妙雲院）である（細川家系図）。文化四年（一八〇七）に著した『東海道御道の記』のなかで、就は亡父治年について次のように回想している¹⁾。

……ふと父君の、御名ありければ、いとなつかしく、われ筑紫の熊本に生れし時は、ともにありしが、ほどなく、吾妻へのほりたまひ、同年の秋といふに、世をさりたまひしかば、年月の重りゆくにつけても、こひしさのいやまさり、世の中の人の上には、またあるべきことのやうにもおぼえず。

治年は就が誕生した三日後に熊本を発ち、江戸に戻ると病臥の身となり、九月に没した（本藩年表）。したがって、就は父の記憶を持たずに育った。熊本を離れて江戸の白金邸へ移った

のは寛政二年（一七九〇）四月、四歳のときである。そして文化四年四月に二十一歳で久我通明に嫁し、京都今出川へと移った。

著作に紀行文二種があり、また没後の嘉永六年（一八五三）に歌集『桜木集』が刊行されている。『国書人名辞典』²⁾にも「幼少より和歌を好む」と記されるように和歌を能くしたが、世間で早くに注目されたのは紀行文であった。就の紀行文は明治三十二年（一九二九）刊行の『女鑑』に元熊本藩士である佐々豊水によつて紹介され、人々の知るところとなった。その後、昭和十六年（一九四一）に刊行された高野白哀編『肥後女性鑑』は、就について次のように評す。

細川就（ナルと読む）も、細川の流を汲む女性歌人の一人であつて、その秀歌は、歌集として三冊にまとめられ残されたものがあつたといふが、吾人は、容易にその書に接することが出来ない。

たゞ、二十才頃（その頃久我家に嫁いだやうである）江

戸から京都までの道中記をものし『就君様御道記』といふのが、一時は人々に膾炙したことがあつたと聞いてゐる。

女学校や中学校では、『十六夜日記』や『東関紀行』など、定石的に国文教科書にも出て来るが、吾人はそれ等にも比すべき、『御道記』のあつたことを嬉しく思はないではゐられない。……

年若い女性の、東海道五十三次を旅した日記といふものは珍らしい。文もよければ歌もよい。就女の文才を推すべきである。又この美しき筆致を透して、筆者の清き心情をも知り得る。

また近年では、山口哲子「近世女人文人風土記―肥後国の巻（熊本県）―」（『江戸期おんな考』十四、二〇〇三年）などに次のように取り上げられる。

藩主細川治年の末娘で女性歌人として後世に名を残している。久我大納言通明に嫁して、江戸住いであつた頃、文化四年（一八〇七）三十一歳の時京都まで旅をした。その道中記『東路日記』（『御道の記』や『東路千代鏡』ともいう）というのがある。その中から首途に

おもひ立旅の衣の露けさもわかる、袖にまつしられけり

と詠んで東海道五十三次の旅に出た。

この他、紀行文として文化七年（一八一〇）の『桂能里乃紀行』（桂離宮拝観）、又歌集として『散九良木集』三冊

が遺されている。墓は京都妙覚寺にある。

『東海道御道の記』（東路日記）を「東海道五十三次の旅」とするのは『肥後女性鑑』に拠るのであるが、些か誤認がある。そのことは後述するとして、これらの言説に見るように、一般的に就の文芸としては紀行文が注目されてきた。しかしながら、就の七回忌に刊行された『桜木集』には上・中・下冊合わせて二千首を超える歌が載り、和歌なくしてその生涯を語ることはできない。女性の歌集が編まれることはあつても、このような遺草集が出版されるのは珍しい。

就は有栖川宮織仁親王に師事し、和歌を学んだ。没後に藩主斉護や子建通の序を付して『桜木集』が刊行され、歌人として讃えられたのも、織仁親王から堂上の和歌を学んだことが少なからず関係しているよう。織仁親王の歌道門人であつた就は、堂上歌壇においてどのような存在であつたのだろうか。本稿では、就の生涯を辿りながら、就と有栖川宮家をはじめとする堂上歌壇との関わりについて考えてみたい。

一 上京

文化四年に就は久我通明に興入れした。その折に著した紀行文が『東海道御道の記』である。『女鑑』第一八一号「思立旅の記」の序にも次のように記述される。

此の紀行は熊本藩主、細川越中守源治年朝臣の第末女に

て、京都の公卿、久我家の令夫人に、輿入の時、江戸邸より、上京のをり、ものせられしを、予が親族、熊本藩士、塩山又右衛門林常が、令夫人の側用人をひさしくつとめて、京都にありしころ、令夫人の手づからたまひし、自筆のものでぞ。今度写して、こゝにいだしぬ。稽古の料になしたまへ。

佐々豊水誌るす

『東海道御道の記』は次のように始まる。

文化四年、弥生の、はつかあまり九日、朝日影のどかなるに、故郷を立いづ。まことに、今日こそは、年ころのほいをとげ、都へおもむく旅なれば、いとうれしきは、いふはかりなけれども、さらでだに、しばしのうちのわかれさへ、名残あるものを、まして、二度かへるべしとも、おぼえねば、いまさら武蔵野の、はてしなきことのみ、おもひつゝけ侍りぬ。

おもひたつ旅のこゝろのつゆけさもわかるはそでにまづしられけり

就が輿入れのために江戸を発つたのは同年三月二十九日であつた。『東海道御道の記』はその道中を綴つたものであり、

や、道のほどもちかづけば、

はるばるとおもひたちにし旅ごろもいつかみやこにかくてきにけん

など、おもひつゝけて、未の時ばかりに、今出川の館につき侍りぬ。

として四月十四日に京都今出川に到着したところで擱筆している。

『織仁親王行実』（高松宮蔵版、一九三八年）同年四月十四日条には、

十四日、歌道門人細川就姫、久我中納言通明に入輿の為、江戸より上着に付き、両家に使者を遣して賀詞を述べしめ、尋いで婚礼に際し賀品を賜ふ。

とあり、就の京都到着後直ぐに、織仁親王から細川・久我両家に婚礼を祝す賀詞等が下賜された旨が記録される。また、その四日後には、

十八日、細川家の使者家老木下三郎左衛門参邸せしを以て賜謁、口祝を下され、又、御会釈として巻物地を賜ふ。

として細川家の家老木下三郎左衛門が織仁親王に拝謁、改めて婚礼の祝いを賜つたとある。織仁親王がこのように就の婚礼を祝したのは、彼女が歌道門人であつたからである。

二 織仁親王への入門

『織仁親王行実』によれば、就が織仁親王へ歌道入門したのは寛政十二年（一八〇〇）四月二十三日、十四歳の頃であつた。そして、翌年の享和元年九月二十一日には織仁親王へ書道入門している。永青文庫蔵『百人一首』（一〇八・六・四一）には巻末に、

享和三年二月

有様織仁
宮様御書入よみくせ写

とあり、就が織仁親王への書道入門の二年後に、織仁親王のよみくせが書入れられた『百人一首』を写写していることが確認されるが、これも親王による歌道教育の一環であったと考えられる。

また、文化六年（一八〇九）十二月五日には織仁親王より筆道三ヶ事を相伝された。『織仁親王行実』同日条には次のように記される。

是日、久我中納言通明室就君に切紙を以て色紙・短尺・女房懐紙の筆道三ヶ事を相伝せらる。これ婦人門人に書道御相伝の初例にかかり、既に聖上の勸慮を伺はれしものなり。

右によると、就はこの日、色紙・短冊・女房懐紙の筆道に関する切紙の相伝を受けたが、この切紙相伝が女性門人に対して初めて行われたものであったことは注目されよう。

永青文庫には、文化八年十二月六日付の奥書を持つ「入木道伝流」（一〇六・一〇・五・ホ・四番一）と題する一冊がある。未精査ではあるが、筆道三ヶ事の相伝からちょうど二年後に書き写されていることから、織仁親王による書道教育の一つと思われる。

ここで『織仁親王行実』などの記述を基に、就と織仁親王との交流について改めて整理したい（括弧内は年齢を示す）。

寛政⁽⁶⁾12年4月23日 歌道入門⁽¹⁴⁾

享和元年⁽⁶⁾9月21日 書道入門⁽¹⁵⁾

享和3年2月 織仁親王書入『百人一首』書写⁽¹⁷⁾

文化⁽⁶⁾4年4月14日 織仁親王より婚礼祝⁽²¹⁾

同年 4月18日 細川家家老に織仁親王賜謁

文化6年12月5日 筆道三ヶ事相伝⁽²³⁾

文化8年12月6日 「入木道伝流」書写⁽²⁵⁾

文化12年5月1日 織仁親王賜謁⁽²⁹⁾

文化14年2月11日 就、織仁親王を招宴⁽³¹⁾

文政⁽⁶⁾3年2月20日 織仁親王薨逝⁽³⁴⁾

歌道入門から二十年間ではあるが、自邸での宴に招くなど、織仁親王の薨去までその関係は続き、門人として親交を深めていた様子がうかがえる。

三 幽齋二百回忌追善和歌

文化六年八月は幽齋二百回忌であったが、このとき詠まれた追善和歌のなかにも織仁親王門としての就と堂上歌壇との関わりが見える。

永青文庫に「御勸進御短尺写」と記した包紙とともに幽齋二百回忌の追善和歌（一〇八・六・五九・三・一）が残る。その末尾には次のような書状が写される。

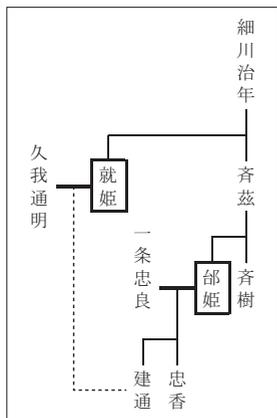
細川幽齋殿二百回忌付堂上方和歌御勸進之事、従細川家以就君御方、殿下江御頼有之、早速院御所御気色御伺之処、

幽齋殿儀者乍武門於和歌道器量異他二条流相伝格別深由緒有之上者道之為早々勸進可有之、御製^茂被下度思召候へども追慕之御製被下候御例無之ニ付責^而今度勸進詠出之内御点之人々江ハ御点可被下旨仰被為在候、全体者御願^ニ而御点給り候義ニ候得共、此度者格別之御事故何無思召^ニ而被仰出候、從殿下御勸進被進答ニ候へども一条准后殿下二条院御灌頂^茂被為濟、御出緒^茂有之御事、從御同方御取重被為有候事、御的当之義と思召候間、從殿下^茂被仰進無御滯御勸進御懸之段、於殿下^茂珍重思召候此段申入置候様被仰付候事

九月 牧治部少輔

三角典葉少允殿

傍線部にみるように、このとき追善和歌の勸進について堂上方へ働きかけたのは就であつた。そしてその仲介をしたのが一条忠良（一条准后殿下）である。忠良は第八代藩主齊茲の娘郇姫を正室とし、細川家と姻戚關係にあつた。また、その子建通は通明と就の養子となっている（図一）。このよ



【図1】 就周辺系図

就は忠良を通じて堂上方に幽齋二百回忌の和歌勸進を働きかけたのであつた。

さて、右の記録によれば、就は光格天皇（院）の御製も所望したようだが、それは叶わず勅点を受けることになつたとある。

追善和歌とともに記される歌人一覧を次に確認したい。

- | | |
|----------|-------------|
| 冷泉家点 | 鷹司 関白政通公 |
| 院御点 | 一条 准三宮忠良公 |
| 一条准后殿御点 | 久我 前内大臣通明公 |
| 院御点 | 中院 権大納言通知卿 |
| 一条准后殿御下見 | 一条 権大納言忠香卿 |
| 一条准后殿御点 | 冷泉 前権大納言為則卿 |
| 院御点 | 飛鳥井 権中納言雅光卿 |
| 院御点 | 飛鳥井 権中納言実敷卿 |
| 一条准后殿御下見 | 飛鳥井 佐兵衛督雅久卿 |
| 飛鳥井家父点 | 冷泉 左衛門督為全卿 |
| 冷泉家父点 | 中院 前侍從通繁朝臣 |
| 有栖川宮点御病中 | 一条准后殿御点 |
| 一条准后殿御点 | 三条西 右中将季朝朝臣 |
| 一条准后殿御点 | 鳥丸 右少弁光政 |
| 有栖川宮点御病中 | 通明公御簾中 |
| 一条准后殿御点 | 就君御方 |
| 一条准后殿御点 | 忠良公御姫君 |
| | 三千姫君御方 |
- 関白鷹司政通を筆頭に一条忠良ら堂上歌人十三名が並び、その後には就と忠良の娘三千姫の名が連なる。女性として名が挙がるのは、この二人だけである。

一条忠良・冷泉為則・飛鳥井雅光には「院御点」と記され、師であった光格天皇より勅点を受けたことが分かる。このほか、中院通知と三条西実勲が忠良の下見の後に同じく光格天皇の勅点を受けている。

一方、中院通繫と就は「有栖川宮点御病中／当時一条准后殿御点」とあり、織仁親王の御点を受ける筈であったが、親王が病中であったために忠良から点を受けたことが分かる。忠良は寛政四年（一七九二）に十九歳で織仁親王へ歌道入門し、その二年後に二十一歳で光格天皇に入門している³。忠良が織仁親王の代わりに点を付すことになったのは、堂上歌壇の中心的存在として織仁親王を支えていたことによる⁴。

四 細川家の有栖川宮家人門者

就が織仁親王へ歌道入門したのは十四歳であった。試みに、先の幽齋二百回忌追善和歌の出詠者のうち、同じく織仁親王に入門した堂上歌人の入門時期を確認してみる（括弧内は年齢を示す）⁵。

寛政4年11月19日 一条忠良（19）

寛政8年3月16日 中院通知（26）

享和元年9月21日 細川就（14）

享和3年8月2日 中院通繫（14）

文政元年10月16日 飛鳥井雅久（19）

忠良や雅久が織仁親王へ歌道入門したのは十九歳である。通繫は就と同じく十四歳で入門しているが、堂上歌人と較べても就は早い時期に入門しているといえよう。

細川家には就以外にも有栖川宮家に入門し、歌道や書道を学んだ人たちがいる。現時点で確認される入門者と入門時期について次に一覧する⁶。

宝暦7年12月17日 竹原勘十郎（38） 織仁親王に歌道入門

宝暦8年1月29日 清源院軌子（34） 織仁親王に歌道入門

寛政12年4月23日 就姫（14） 織仁親王に歌道入門

享和元年9月21日 就姫（15） 織仁親王に書道入門

享和2年1月10日 紀姫（18） 織仁親王に書道入門

文化元年10月11日 邵姫（12） 織仁親王に書道入門

文化3年8月27日 細川立之（23） 織仁親王に歌道入門

就の入門以前には、宝暦七年十二月に熊本藩御用人の竹原勘十郎（玄路）が、その一か月後の宝暦八年正月に第六代藩主重賢の実妹、清源院軌子（宇土細川興里室）がいずれも朝山斉之助の紹介によつて織仁親王に歌道入門している。熊本県立図書館蔵『清源院和歌百首』(C/9111/4)には、巻末に「有栖川一品宮中務卿職仁親王御点和歌」との記述があり、清源院が職仁親王より添削を受けたことが確認される⁷。

うした正統な堂上の歌道や書道を享受するために大名家の人々が有栖川宮家への入門を求めたであろうことは想像に難くない。だが、清源院の歌道入門後しばらくの間は細川家から有栖川宮家への入門者は確認されない。先述の通り、細川家の周辺で有栖川宮家への入門が増えるのは、就の織仁親王入門後からであり、就の時代に有栖川宮家との強い結びつきが生まれたと考えられるのである。

五 幽齋秀歌三首の所望

織仁親王薨去後も就と有栖川宮家との関係は続いた。文政十三年（一八三〇）には幽齋の、

めできぬる花も紅葉も月雪もかすみに消る春の明ぼの（註）

（衆妙集・一九八・春曙）

かぜそよぐ入江の蘆のほのぐくと月に成行うす霧の空

（衆妙集・一一一・江月）

吹をくる雪のしがらみかけそめて夕風しろき谷の柴橋

（衆妙集・四三七・橋上初雪）

という秀歌三首の書写を織仁親王の子韶仁親王に所望している。永青文庫蔵の証明状（一〇八・六・五九・四）には、

右被応需于源美子朝臣二品中務卿韶仁親王所令書写給者如件

文政十三年十月 図書頭兼甲斐守藤原朝臣義（花押）

とある。この秀歌三首は幽齋像の賛に見られるものである（図3）。

【図3】東京国立博物館蔵「細川幽齋像」（模本）
(ColBase <https://colbase.nih.go.jp>)



『桜木集』上冊・四七五番歌の次の詞書が注目される。

文政十三のすぎにし秋はおほけなき御恵に、先祖追悼二百とせあまりの和哥の道、ふた、び光を添給りしよりこのかた古を思して、御心ぐに忝さの数ぐとぶらはせ給ふある中にも、こと更此御内には今年より始させ給ひ、昔の道の御契、猶はた代々のふかきゑにしのつきしなきあとまでもとおぼし給り、画像をもて長く末にも伝むとて、浅香山のあさからぬ御情にて、山の井の心の底をふかく汲せ給ひ、ひるのひじり請し誦経せさせ、辻章達にあふせて、御供養のかずぐとり

おこなはせたまふ事のまめやかさ、かくたふとき御たむけに向ひまひらすれば、いか斗かはなき魂の無上の法味かしこみ、かつは御志の切なるをあふぎうけますらめとかん涙とゞめがたし、此時こそはげに川流江河のもろくの水も只此経の大海に入て、仏の開会もまたのあたりと思ひ合せ、忝さを操返し／＼かつ仰して

しき島の実のみちの時を得てかゝる御法の光をぞみる

これによれば、幽齋二百回忌から二十年近く経た文政十三年にも追善供養が盛大に行われ、その場には幽齋像が掛けられていたという。就は幽齋二百回忌にあたる文化六年に桂離宮へ足を運び、園林堂に掲げられた幽齋像を拝観していた¹²。その感銘を『桂能里の紀行』のなかで、

かずならぬ末の身にて、いま、かゝるかしこき御すがたにむかひまいらせ、または先祖のいます御ありさまを拝することも、是、ひとへに、いにしへの浅からざりし御恵のほど、かんずる忝さのあまり、中／＼にもふし出むも、はかりすくなからねど、いさ、かこゝろ斗にのべ侍る。

言の葉にかゝる契も末とをきめぐみの露の光りとぞおもふ

と書き記しているが、この経験から「画像をもて長く末にも伝む」との思いを強くしたか。

また、中院文書には次のような中院通知書状の控え（六六二「中院大納言書状案」）があるという¹³。

…：毎年の御正忌に者当家にて和哥独吟ニても勸進いたし御恩のほと永に忘れ不申候やういたし置度、夫ゆへよろしき折柄御世話に成、幽齋公御画像も申受候事に御座候。此よし、越中守殿へ申入置たき所存候ま、猶又よろしく御通達の事、御頼申入存候。かやうなる儀くわしく御頼申入候事は其御方ならては出来不申、ひとへに／＼宜敷御頼申入存候。めて度かしこ

中院大納言

就君御方へ申させ給へ

右十一月十三日認

右が書かれた時期は未詳だが、幽齋像をめぐるって中院家ともやり取りがあつたことが分かる。就が詔仁親王へ所望した幽齋秀歌三首もこれと関わるか。

先の証明状の包紙には、

天保二年二月 京都今頂戴之御歌写三首

とあり、

柚原郡儀兵衛、正月十七日京都被差立、二月六日御国元着仕候ニ付、同夜於陽春御間被遊御頂戴候事

との覚書が添えられる。すなわち、文政十三年秋頃に詔仁親王へ所望した幽齋秀歌三首は、同年十月に就のもとに届くと、翌年二月六日に熊本へ届けられた。そしてその夜、陽春の間で藩主斉護に披露されたという¹⁴。このように、幽齋忌にも就が積極的に関与していたことが分かるが、幽齋像に関わる秀歌三首を詔仁親王に所望した理由には、第一に就が有栖川宮家の歌道

門人であったこと、第二に有栖川宮家が幽斎から続く古今伝受の継承者であったことが考えられるであろう。

六 治年五十回忌追善和歌

天保六年（一八三五）九月、京都で治年五十回忌の追善供養が行われた。細川斉護宛の就の書状（永青文庫一〇七・三八・一・巳印四〇・五）には、

大詢院様来年御年回に当らせられ候処、私手本は此秋に取越御営申度、もはや生がゐの御追孝と存へば、この度和歌の短ざくとり集、御証当に御手向申上たき志願に御座候とあり、熊本に先んじて京都で治年五十回忌を行うこと、そのために追善和歌を献じて欲しいことなどが認められている。またこれとは別に、

大詢院様御五十回忌、此状に御とり越申上度、志願申上候得共、御聞届遊ばし、和歌之追慕願とをり御揃あそばし、御詠出いたゞき、扱々有難ぞんじ上まいらせ候

として願ひ通りに斉護らが歌を詠んだことへの礼状（永青文庫一〇七・三八・一・巳印三九・八・一）なども残る。

治年五十回忌に熊本藩士たちが詠じた追悼五十首（架蔵）の巻頭には、

来申九月大詢院様五十回御忌被為当候処、就君様思召之旨被為在於京都者当末九月御取越御法事御執行被仰付、和歌

御勸進御家中志有之面々ニ茂奉悼之歌差上候様被仰付候歌、但、御題者不被下、懐旧ニ秋之心をよせ詠候様被仰付候

として、就が京都で追善供養を行う際に家臣団にも和歌を献じよう依頼したことが記されている¹⁵⁾。さらに堂上方や幕府方の詠歌をまとめた「大詢院五十回忌追善和歌」（架蔵）にも、大詢院様五十回御忌之節、就君様御勸進公武之御和歌とあり、就が追善和歌について公家と武家の双方に働きかけていたことが分かる。

永青文庫蔵「治年公五十回御忌御追慕」（二一六・上丁・三七）には、「堂上方」と記した包紙とともに追善和歌四紙がまとめられている。その出詠者を示すと、次の通りである。

〔一紙目〕10名

鷹司政道・一条忠良・有栖川宮韶仁親王・有栖川宮職仁親王・仁和寺宮濟仁法親王・梶井宮承真法親王・知恩院宮尊超法親王・近衛忠熙・三条公修・大炊御門経久

〔二紙目〕11名¹⁶⁾

久我通明・日野資愛・中院通知・飛鳥井雅光・一条忠香・冷泉為則・庭田重基・久世通理・岩倉具集・持明院基延・高松公祐

〔三紙目〕8名

東久世通岑・千種有功・六条有言・三条西季知・武者小路実建・鳥丸光政・細川部（一条忠良室）・田台院（近衛経熙室）

〔四紙目〕3名

島津郁（近衛忠熙室）・細川就（久我通明室）・一条家上臈
おふき

就たち女性三名の歌は四紙目に区別され、また三紙目の邵姫と円台院の歌も少し空白を置いて書かれてはいるものの、いずれも堂上方に含まれている。

一紙目の筆頭に挙がるのは、幽斎二百回忌追善和歌と同じく鷹司政道と一条忠良であるが、続けて韶仁親王とその子轍仁親王の歌があり、さらに織仁親王の王子である済仁法親王・承真法親王・尊超法親王といった有栖川宮家の人々の歌が並んでいることに留意したい。幽斎二百回忌追善和歌で織仁親王から御点を受けることができなかつた就にとつて、父治年の五十回忌において有栖川宮家の人々の御詠を賜ることは念願であつたに違いない。その背景にはむろん就だけでなく忠良室である邵姫の影響もあつたと考えられるが、就が織仁親王の歌道門人ではなかつたならば、このような追善和歌は成し得なかつたといえよう。

おわりに

本稿では、細川就と有栖川宮家との関わりについて、就の生涯を辿りつつ明らかにした。就の織仁親王への入門を仲介したのは忠良かと推されるが、確たる証拠はない。また、既述のよ

うに、忠良室であつた邵姫には歌道を入門した痕跡はなく、なぜ就のみが若くして歌道入門できたのか、その理由も定かではない。織仁親王の薨去後、歌道を継いだ韶仁親王に幽斎秀歌三首の書写を所望しているが、就はそれ以前から先祖幽斎に対して関心を強く寄せていた。例えば、まだ江戸にいた頃、文化二年（一八〇五）に京極宮所持本によつて幽斎の文学事績について書き写している。島津忠夫氏は、久我家に嫁した就によつて京都の堂上歌壇のなかで古今伝受のもとをなす幽斎の存在が顧みられたと指摘する¹⁷⁾。織仁親王への歌道入門もまた就の先祖幽斎に対する敬慕の念を強めることになつたか。また、追善供養に幽斎像が掲げられるなど、幽斎の神格化にも就が関わっているように思われるのであるが、猶検討を要する。別稿を期したい。

〔注〕

〔1〕本文の引用は、自筆本を底本とする『女鑑』により、旧字体を新字体に直すなど、表記を一部改めた。

〔2〕『国書人名辞典』には「久我美子」で立項される。

〔3〕盛田帝子「光格天皇と宮廷歌会―寛政期を例に―」『雅俗』九、二〇〇二年一月。

〔4〕『織仁親王行実』には文政三年に「中務卿宮は自今、父宮の違例中、其の歌道門人の詠草を添削せらる、こととなりしも、御看護中なるより暫時一条閑白に添削を委嘱せらる」とある。

- (5) 「歌道入門者一覽表」「織仁親王行実」による。
- (6) 宮内庁書陵部図書寮文庫蔵『入木門人帖』(マ高一三〇)ならびに『職仁親王行実』(高松宮蔵版、一九三八年)、『織仁親王行実』を参照した。
- (7) 前田淑「近世地方女流文芸拾遺」(弦書房、二〇〇五年) 参照。
- (8) 邵姫は出雲松江藩主松平斉恒と離縁後に忠良と再婚している。
- (9) 注7。
- (10) 中澤伸弘「有栖川宮織仁親王と書法―その基礎的研究―」『若木書法學院大學若木書法會誌』一九、二〇二〇年二月。
- (11) 『衆妙集』は初句を「めできつる」とする。
- (12) 拙稿「久我美子自筆『桂能里の紀行』解題と翻刻」『国語国文学研究』五三、二〇二二年三月。
- (13) 大谷俊太・大山和哉「京都大学文学部蔵中院文書文学関係資料翻刻(下)」(『京都大学国文学論叢』四三、二〇二〇年四月)により、改行等の表記を一部改めた。
- (14) 斉護は天保元年六月十一日から同二年三月二十三日まで熊本にいた(熊本藩年表稿)。
- (15) 拙稿「大詢院五十回忌追悼五十首―翻字と解題―」『国語国文学研究』五二、二〇二二年三月。
- (16) 高松公祐の歌は貼紙で追加されている。
- (17) 鳥津忠夫「女流の歌人たち」(『近世の和歌』勉誠出版、一九九四年)、『鳥津忠夫著作集第八巻「和歌史下」和泉書院、二〇〇五年に再録)。

【付記】

本稿は、第一三八回和歌文学会関西例会、東アジア日本研究者協議会第六回国際学術大会、二〇二二年度熊本大学国語国文学会、第六六回古典研究会での発表の一部を基に加筆修正したものである。席上、貴重なご教示を賜った諸氏に心より御礼申し上げる。猶、本研究はJSS科研費JP18K00306の助成を受けたものである。

(ひだか あいこ)／熊本大学大学院人文社会科学研究所